

財務省告示第四百七十七号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十年三月十七日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年四月二十五日

財務大臣

額賀 福志郎

（別表）

合 計	利付国債 （変動・十年）			国債の名称
	回	第 三 十 四 回	第 九 回	記 号
六 百 一 億 円	円 二 百 七 十 三 億	百 億 円	円 二 百 二 十 八 億	総額面金額の
	五 九 銭 十 三 円 四 十	銭 九 十 三 円 四 十	銭 九 十 八 円 八 十	額当たり金額の買入円